

液状化による **宅地** の被害の復旧を支援します 

令和6年能登半島地震

令和7年度も
実施します！

新潟市液状化被災宅地等復旧支援事業

Ⓢ 新潟市

ご利用の手引き

お問い合わせ



△専用サイトはこちら

都市政策部まちづくり推進課（中央区古町通7番町1010）

 025-226-2710（専用ダイヤル）

土日祝除く 午前9時00分～午後5時00分

1 支援事業の目的・申請の要件

目的

令和6年能登半島地震（以下「地震」という）により被災された皆さまの早期の生活再建を後押しするため、液状化による宅地への被害を復旧する費用を補助します。

申請の要件

1 対象となる住宅・宅地（以下の全てに該当するもの）

1. 新潟市域にあること
2. 住宅の用に供されていること（併用住宅を含む）
※賃貸住宅（賃貸アパート・戸建賃貸住宅など）や社宅、寮、空き家などは対象外
3. 罹災証明書で「全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊」と判定された住宅であること
（ただし、「準半壊に至らない（一部損壊）」（以下「一部損壊」という）と判定されたもののうち、液状化により相応の宅地被害が認められるものを含む）
※詳細は、本手引きP3及び別冊「（一部損壊の方へ）「宅地の相応の被害」とは」参照
4. 地震による液状化により、陥没や隆起などの宅地被害や、住宅に傾斜や沈下などの被害が生じた宅地であること

2 対象となる者（申請者の区分）（以下のどれか1つに該当するもの）

1. 「対象となる住宅（分譲マンションを除く）」の世帯主及び世帯構成員（以下「居住者等」という）
2. 「対象となる住宅（分譲マンションを除く）」に住んでいない、居住者等の配偶者又は扶養義務者
3. 「対象となる宅地」の所有者（住宅の居住者等であって宅地の所有者である場合を除く）
4. 分譲マンションの所有者で構成する管理組合等（申請者は管理組合の理事長など）

3 その他の要件

居住者等が宅地内に住み続けるために行う復旧工事が対象となります。

【本支援制度における住宅の定義と宅地の数】

- ア **戸建住宅（専用住宅）**…独立した一棟の専用住宅
：一の宅地として申請可能です。
- イ **併用住宅（店舗、事務所など併設）**…自己の住居と、店舗や事務所などを併設している住宅
：一の宅地として申請可能です。（ただし、店舗専用の宅地範囲（店舗のみで使用する駐車場など）は対象外、地盤改良や傾斜修復を行う場合は、住宅と非住宅部分を面積按分し、住宅部分相当を対象）
- ウ **多世帯住宅**…戸建住宅で、世帯ごとに居室、台所、便所、風呂等の生活スペースが分離しているもの
：それぞれの世帯ごとに一の宅地とみなし、世帯ごとに申請可能です。
※世帯ごとに申請する場合、それぞれの申請の対象工事が重複していないことを確認するために、全世帯分を同時に申請してください。
※生活スペースの分離が確認できない場合は、全世帯で一の宅地として、1件の申請となります。
- エ **長屋**…住戸ごとが区切られ、共用部分（廊下・エントランス等）がない住宅
：それぞれの住戸ごとに一の宅地とみなし、住戸ごとに申請可能です。
- オ **分譲マンション**…複数の住戸が区分所有され、共用部分（廊下・エントランス等）がある住宅
：一の宅地として申請可能です。

2 対象要件

液状化による被害

この度の地震において、新潟市内では、西区・江南区・中央区を中心に、広範囲にわたって液状化が発生しました。液状化が発生したエリアでは、下記の事例のような「住宅の沈下・傾斜、地盤の亀裂・陥没」など、住宅や宅地の被害が生じています。さらに、砂丘地などの傾斜地盤では、液状化に伴い地盤が水平方向にずれ動く「側方流動」が生じたとされています。（本手引きではこれらをまとめて「液状化による被害」としています）

【液状化被害の事例】



住宅の沈下・傾斜

（出典：熊本災害デジタルアーカイブ
／提供者：三重県伊勢市）



地盤の亀裂

（出典：被災宅地の調査・危険度判定マニュアル／被災宅地危険度判定連絡協議会）



地盤の沈下・段差

（出典：被災宅地の調査・危険度判定マニュアル／被災宅地危険度判定連絡協議会）



地盤の陥没

（出典：被災宅地の調査・危険度判定マニュアル／被災宅地危険度判定連絡協議会）



擁壁の不同沈下・目地の開き

（出典：被災宅地の調査・危険度判定マニュアル／被災宅地危険度判定連絡協議会）



噴砂

（被災者提供）



上記のような「**液状化による被害**」を受けた宅地が
本支援制度の対象となります。

一部損壊の場合

この度の地震では、住家の被害の程度が「一部損壊」であっても、宅地内での液状化による被害が大きく、多くの復旧費用を必要とする方々が多くいることから、



液状化による「**相応の被害**」

（日常生活に支障がある又は宅地内外に危険を及ぼす恐れがある）
があると認められた場合、本支援制度の対象となります。

- ・「液状化による被害」かどうか、また、一部損壊における「相応の被害」かどうかの確認は、ご提出いただく「別記様式第3号 液状化被災状況説明書」などをもとに総合的に判断いたします。
- ・一部損壊の場合は、別冊「（一部損壊の方へ）「宅地の相応の被害」とは」を参照してください。

3 対象工事

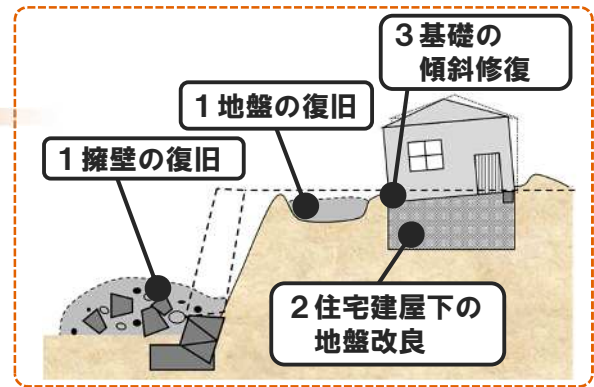
液状化の被害による以下の工事が対象です。
また、着手済・完了済のものであっても対象となります。

1 復旧

被災宅地の原形復旧を基本とした工事
(擁壁、地盤の復旧等)

【対象工事例】

○ 対象	擁壁のひび割れの補修
	壊れた擁壁を撤去し、新たに造り替える
	地割れや陥没した地盤を砂やモルタルで埋める
	隆起した地盤を復旧する
	崩れたのり面や自然斜面を復旧する
× 対象外	目隠し用途など、土留め機能のない塀の復旧



< 宅地被害の例 >



擁壁の不同沈下
(出典：被災宅地の調査・危険度判定マニュアル／被災宅地危険度判定連絡協議会)



地盤の亀裂
(出典：被災宅地の調査・危険度判定マニュアル／被災宅地危険度判定連絡協議会)

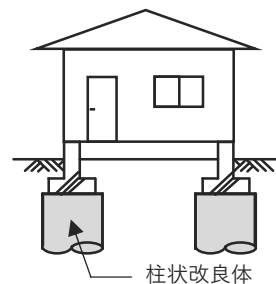
2 地盤改良

沈下防止のための住宅建屋下の地盤改良工事

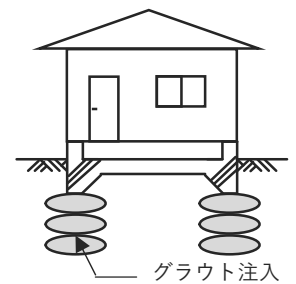
【対象工事例】

○ 対象	住宅を残したまま行う沈下防止のための地盤改良
	宅地内での建替え時の沈下防止のための地盤改良
× 対象外	住宅建屋下以外の範囲(庭等)の地盤改良
	移転(被災宅地外)して建替える場合の地盤改良

< 地盤改良の例 >



柱状改良工事



グラウト注入工事

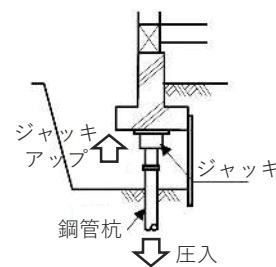
3 傾斜修復

住宅基礎の沈下・傾斜を修復する工事

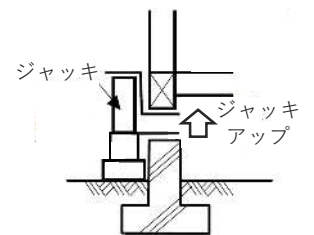
【対象工事例】

○ 対象	基礎下に杭や耐圧版の設置、固化材注入などを行う傾斜修復
	土台を上げて行う傾斜修復
× 対象外	一室の床のみ傾斜修復を行うなど、基礎から傾斜修復を行わないもの

< 傾斜修復の例 >



アンダーピニング工法



土台上げ工法

< 共通の対象工事例 >

○ 対象	× 対象外
工事のために実施した調査、設計費用	工事を行わない場合の調査、設計費用
構造基準を満たすものへ変更となる工事 【例】空石積擁壁→練石積擁壁へ変更して復旧	原形復旧の範囲を超えた質的なグレードアップ工事
	併用住宅の非住宅部分に係る工事
	地震による被害以外の修繕工事

上記以外で対象となるか分からないものは、個別にご相談ください。

4 補助金額

補助金額

補助対象経費上限 1,200 万円
補助率 2/3
補助上限額 766.6万円

〔ただし、既存の国県市制度を活用している場合は、その支援額が控除されます。〕

- ・罹災証明書の「被害の程度」によらず、上記の金額となります。
- ・消費税は補助の対象になりません。

補助金の算定要件

(1) 国県市制度の活用額控除について

既存の国県市制度を活用している方としていない方で支援額の総額に不公平が生じないように、以下に示す、既存の国県市制度を活用している場合は、その活用額を控除して本補助金額を算定します。

1. 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度（以下「国制度」という）（活用額のうち50万円を超えた額のみ）
 2. 被災者住宅応急修理支援制度（以下「県制度」という）
 3. 新潟市液状化等被害住宅修繕支援事業（以下「市修繕」という）
 4. 新潟市液状化等被害住宅建替・購入支援事業（以下「市建替」という）
- （1～4を総称して「国県市制度」という。3～4を総称して「市制度」という）

(2) 少額工事控除について

この度の地震の液状化による甚大かつ広範囲にわたる被害を踏まえ、本支援制度を創設し、復旧を支援することといたしましたが、私有財産である宅地の復旧は、自己負担による復旧が基本であり、本支援制度を活用できる方とできない方の公平性の観点から、所有者が個人で負担すべき少額工事相当の50万円については、補助対象経費から控除して本補助金額を算定します。

算定方法

- (1) 見積書から本制度の補助対象経費となる費用の合計(税別)を計算 … 円
(上限1,200万円)
- (2) 下記計算式により基礎額を計算
基礎額 = (円 - 50万円) × (2/3) = 円
- (3) 国制度（活用額のうち50万円を超えた額のみ）、県制度（活用額の全額）、市修繕または市建替（活用額の全額）の合計額を計算 … 円
- (4) 下記計算式により本制度の補助金額を計算
 円 - 円 = 補助金額 円
(千円未満切り捨て)

算定例

被害の程度	補助対象経費 (税別)	国県市制度 活用額	算定式	補助金額 (税別)
大規模 半壊	宅地地盤復旧150万円 住宅傾斜修復850万円 合計1,000万円	国制度70.6万円 県制度100万円 市修繕150万円 合計320.6万円 (最大限活用)	$(1,000\text{万円} - 50\text{万円}) \times 2/3 - 270.6\text{万円}$ ※ ※国制度は活用額のうち50万円を超えた額のみ控除	362.7万円

5 手続き方法

申請回数の上限・完了期限など

(1) 申請回数の上限について

一の宅地につき、一回のみ申請可能です。

(2) 補助事業の完了について

工事完了後にご提出いただく「実績報告書」の提出は、
交付決定を受けた年度の3月15日まで（令和7年度は令和8年3月13日(金)まで）に提出が必要です。
工事業者が混み合っており工事着手の目途が立たない、などの事情がある場合は、個別にご相談ください。

補助金の受領方法

補助金の受領方法は、下記の方法があります。

(1) 本人受領

：工事代金を申請者が工事業者に支払った後、申請者の口座に補助金を交付する方法

(2) 代理受領（工事業者に限る）

：工事業者が申請者の委任を受けて補助金を受領する方法

→補助金を差し引いた自己負担資金のみを準備すれば良いため、申請者の負担軽減につながります。

【注意事項】

既に支払い完了済の方は「本人受領」のみとなります。

遡及措置

本支援制度では、既に復旧に着手している方や既に完了済の方もご利用いただけます。

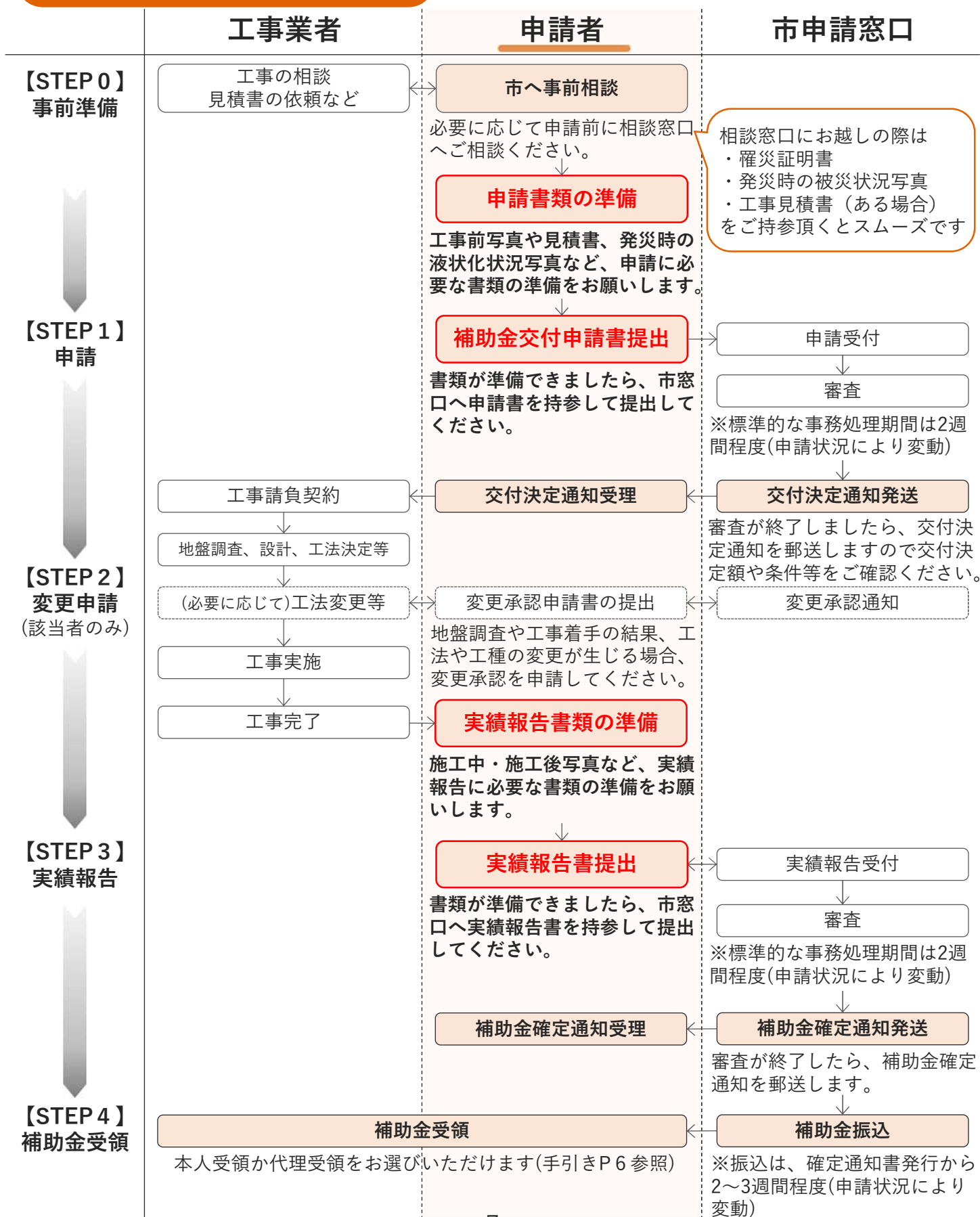
	A これから 工事に着手する方	B 工事に着手済だが 支払いは未完了の方	C 既に支払いまで 完了済の方
R6.1.1発災 ↓ 申請時 ↓			
手続き方法	補助金交付申請		補助金交付申請兼実績報告
補助金受領方法	本人受領or代理受領		本人受領

6-1 これから着手する場合

A これから着手する方

これから着手する方は、対象工事の着手前に補助金の交付申請を提出してください。

基本的な手続きの流れ



6-2 これから着手する場合

A これから着手する方
B 既に着手済の方

【STEP 1】

補助金交付申請書の提出

下記の必要書類を準備のうえ、補助金交付申請書を提出してください。

必要書類		内容
1	補助金交付申請書 別記様式第1号	・記載内容は別冊「申請書類のつくりかたガイド」参照。
2	事業概要・補助金額算定書 別記様式第2号	・記載内容は別冊「申請書類のつくりかたガイド」参照。 ・複数の工事業者に発注する場合は、工事業者ごとに作成してください。
3	液状化被災状況説明書 別記様式第3号	・記載内容は別冊「申請書類のつくりかたガイド」参照。
4	罹災証明書の写し	・罹災原因が「令和6年能登半島地震」であるもので、居住者用のもの。 ・分譲マンションの管理組合の理事長が申請する場合、理事長等の居住者用の罹災証明書を提出してください。
5	対象工事の見積書等の写し	・工事業者の見積書で、復旧工事の明細がわかるもの。 ※本支援制度の対象工事と対象外工事が区分できる見積としてください。
6	対象工事の設計図	・擁壁を造り替える場合：仕様や構造等が確認できる図面 ・地盤改良を行う場合：地盤改良範囲や工法が分かる図面、建替え平面図等 ・傾斜修復を行う場合：傾斜状況を計測した図面
7	住宅の全景写真	・住宅の用に供されていることが確認できるもの。
8	対象工事の施工前写真 (被害状況が分かるカラー写真)	・補助対象として申請する工事箇所を全て撮影してください。 ・やむを得ず写真を用意できない場合、「(施工前・施工中)写真代替・施工状況説明書」 参考様式 の提出が必要です。
該当者のみ	判定基準チェックリスト 参考様式	【被害の程度が「一部損壊」である場合のみ】 ・記載内容は別冊「(一部損壊の方へ)「宅地の相応の被害」とは」参照。
	工事施工・補助事業に関する同意書 参考様式	【宅地の所有者と居住者が異なる場合のみ】 ・宅地所有者が申請→居住者の同意、居住者が申請→宅地所有者の同意。
	管理組合等の決議を経ていることを証明する書類	【分譲マンションの管理組合等が申請する場合のみ】 ・管理組合の総会の議事録など。
	登記全部事項証明書(土地)	【宅地の所有者が申請する場合のみ】 ・宅地の所有者であることが確認できるもの。
	委任状 参考様式	【住宅に住んでいない居住者等の配偶者又は扶養義務者が申請する場合】 ・居住者等の代理人として申請する場合に必要です。
	申請者と居住者等の続柄を証明する書類	【住宅に住んでいない居住者等の配偶者又は扶養義務者が申請する場合】 ・戸籍の全部事項証明書など、続柄がわかるもの。
	国県市住宅支援制度の活用額がわかる書類	【国県市制度を同日に申請した場合のみ】 ・交付申請等の額が分かるもの (国県制度：修理見積書(様式第3号)、市制度：補助金交付申請書など)
	住宅と非住宅部分の面積等が確認できる書類	【併用住宅の場合のみ】 ・住宅平面図や配置図など、店舗等の専用部分の床面積や外構面積が分かるもの。
	生活スペースの分離や世帯ごとの床面積が確認できる書類	【多世帯住宅の場合のみ】 ・住宅平面図(面積計算ができるよう、寸法が入ったもの)など
	その他市長が必要と認める書類	【その他、審査に必要な資料が上記の他にある場合のみ】

6-3 これから着手する場合

A これから着手する方
B 既に着手済の方

【STEP 2】

変更が生じた場合の手続き

以下の場合、変更の申請が必要となります。（以下に該当しない軽微な変更の場合は、変更申請の手続きは不要です）

- (1) 工種の変更（傾斜修復→地盤改良など）、工法の変更（表層改良→柱状改良など）等、申請内容に**実質的な変更が生じる場合**
- (2) 交付決定を受けた補助金額よりも**増額となる場合**
- (3) 申請した年度を超えて完了予定年月日を変更しようとする場合

必要書類		内容
1	補助事業変更承認 兼 補助金変更交付申請書 別記様式第5号	・変更内容と変更理由を記載してください。
2	対象工事の変更設計図	・位置図や計画平面図など、変更の計画が分かるもの。
3	対象工事の変更見積書等の写し	・工事業者の見積書で、変更工事の明細がわかるもの。
該当者のみ	国県市制度の活用額がわかる書類	【 <u>国県市制度を同日に申請した場合のみ</u> 】 ・交付申請等の額が分かるもの （国県制度：修理見積書（様式第3号）、市制度：補助金交付申請書など）
	その他市長が必要と認める書類	【その他、審査に必要な資料が上記の他にある場合のみ】

【STEP 3】

実績報告書の提出

下記の必要書類を準備のうえ、実績報告書を提出してください。

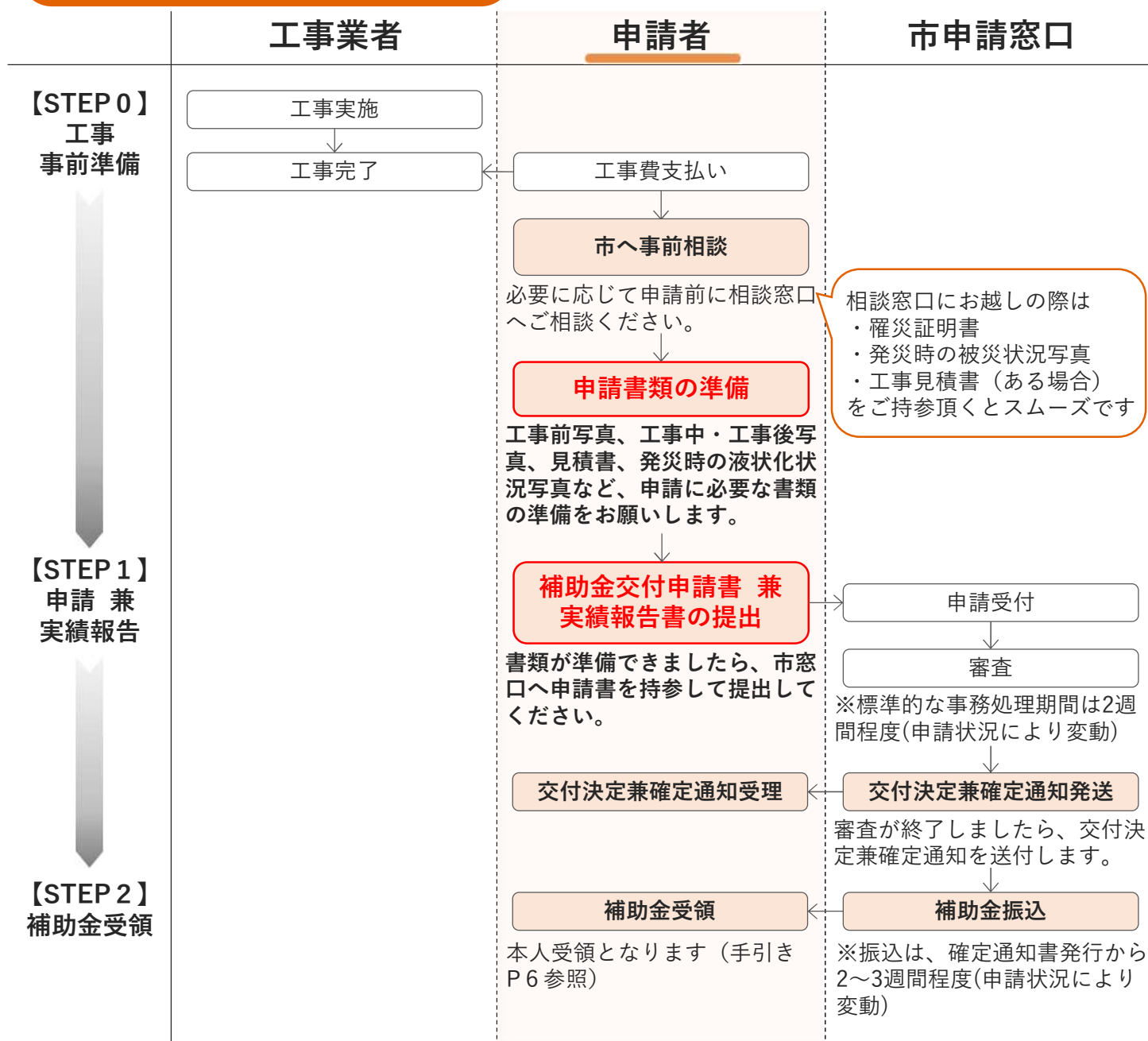
必要書類		内容
1	実績報告書 別記様式第9号	・記載内容は別冊「申請書類のつくりかたガイド」参照。
2	事業概要・補助金額算定書 別記様式第2号	・記載内容は別冊「申請書類のつくりかたガイド」参照。 複数の工事業者に発注する場合は、工事業者ごとに作成してください。
3	対象工事の施工中・施工後写真（カラー写真）	・補助対象として申請した工事箇所を全て撮影してください。 ・施工中写真：工事完了時点で隠蔽される部分のみ必要です。 ・施工中写真をやむを得ず写真を用意できない場合、「（施工前・施工中）写真代替資料」 参考様式 の提出が必要です。 施工後写真は必須となります。
4	領収書の写し	【 <u>本人受領の場合のみ</u> 】 ・申請者に対して発行され、本支援制度に係る領収書であるもの。
5	請求書の写し	【 <u>代理受領の場合のみ</u> 】 ・申請者に対して発行され、本支援制度に係る請求書であるもの。
該当者のみ	補助金代理受領願 別記様式第13号	【 <u>代理受領の場合のみ</u> 】 ・記載内容は別冊「申請書類のつくりかたガイド」参照。
	補助事業変更申出書 別記様式第10号	【 <u>補助対象経費に変更はないが、国県市制度の活用額変動により補助金額が増額となる場合のみ</u> 】 ・変更内容と変更理由を記載してください。
	対象工事の変更設計図	【 <u>軽微な変更があった場合のみ</u> 】 ・位置図や計画平面図など、変更の計画が分かるもの。
	対象工事の変更見積書等の写し	【 <u>軽微な変更があった場合のみ</u> 】 ・工事業者の見積書で、変更工事の明細がわかるもの。
	国県市制度の活用額がわかる書類	【 <u>国県市制度を同日に申請した場合のみ</u> 】 ・交付申請等の額が分かるもの （国県制度：修理見積書（様式第3号）、市制度：補助金交付申請書など）
	その他市長が必要と認める書類	【その他、審査に必要な資料が上記の他にある場合のみ】

7-1 既に支払い完了済の場合

C 既に支払完了済の方

既に対象工事が完了し、支払い完了済の場合は、補助金交付申請書 兼 実績報告書を提出してください。

基本的な手続きの流れ



7-2 既に支払い完了済の場合



【STEP 1】

補助金交付申請書 兼 実績報告書の提出

下記の必要書類を準備のうえ、補助金交付申請書 兼 実績報告書を提出してください。

必要書類		内容
1	別記様式第17号 補助金交付申請 兼 実績報告書	・記載内容は別冊「申請書類のつくりかたガイド」参照。
2	別記様式第2号 事業概要・補助金額算定書	・記載内容は別冊「申請書類のつくりかたガイド」参照。 複数の工事業者に発注する場合は、工事業者ごとに作成してください。
3	別記様式第3号 液化化被災状況説明書	・記載内容は別冊「申請書類のつくりかたガイド」参照。
4	罹災証明書の写し	・罹災原因が「令和6年能登半島地震」であるもので、居住者用のもの。 ・分譲マンションの管理組合の理事長が申請する場合、理事長等の居住者用の罹災証明書を提出してください。
5	対象工事の見積書等の写し	・工事業者の見積書で、復旧工事の明細がわかるもの。 ※本支援制度の対象工事と対象外工事が区分できる見積としてください。
6	対象工事の設計図	・擁壁を造り替えた場合：仕様や構造等が確認できる図面 ・地盤改良を行った場合：地盤改良範囲や工法が分かる図面、建替平面図等 ・傾斜修復を行った場合：傾斜状況を計測した図面
7	住宅の全景写真	・住宅の用に供されていることが確認できるもの。
8	対象工事の施工前写真 (被害状況が分かるカラー写真)	・補助対象として申請する工事箇所を全て撮影してください。 ・やむを得ず写真を用意できない場合、「(施工前・施工中) 写真代替・施工状況説明書」参考様式の提出が必要です。
9	対象工事の施工中・施工後写真 (カラー写真)	・補助対象として申請する工事箇所を全て撮影してください。 ・施工中写真：工事完了時点で隠蔽される部分のみ必要です。 ・施工中写真をやむを得ず用意できない場合、「(施工前・施工中) 写真代替・施工状況説明書」が必要です。施工後写真は必須となります。
10	領収書の写し	・申請者に対して発行され、本支援制度に係る領収書であるもの。
該当者のみ	参考様式 判定基準チェックリスト	【被害の程度が「一部損壊」である場合のみ】 ・記載内容は別冊「(一部損壊の方へ)「宅地の相応の被害」とは」参照。
	参考様式 工事施工・補助事業に関する同意書	【宅地の所有者と居住者が異なる場合のみ】 ・宅地所有者が申請→居住者の同意、居住者が申請→宅地所有者の同意。
	管理組合等の決議を経ていることを証明する書類	【分譲マンションの管理組合等が申請する場合のみ】 ・管理組合の総会の議事録など。
	登記全部事項証明書（土地）	【宅地の所有者が申請する場合のみ】 ・宅地の所有者であることが確認できるもの。
	参考様式 委任状	【住宅に住んでいない居住者等の配偶者又は扶養義務者が申請する場合】 ・居住者等の代理人として申請する場合に必要です。
	申請者と居住者等の続柄を証明する書類	【住宅に住んでいない居住者等の配偶者又は扶養義務者が申請する場合】 ・戸籍の全部事項証明書など、続柄がわかるもの。
	国県市住宅支援制度の活用額がわかる書類	【国県市制度を同日に申請した場合のみ】 ・交付申請等の額が分かるもの (国県制度：修理見積書（様式第3号）、市制度：補助金交付申請書など)
	住宅と非住宅部分の面積等が確認できる書類	【併用住宅の場合のみ】 ・住宅平面図や配置図など、店舗等の専用部分の床面積や外構面積が分かるもの。
	生活スペースの分離や世帯ごとの床面積が確認できる書類	【多世帯住宅の場合のみ】 ・住宅平面図（面積計算ができるよう、寸法が入ったもの）など
	その他市長が必要と認める書類	【その他、審査に必要な資料が上記の他にある場合のみ】

8 注意事項

(1) 国県市制度との併用について

- ・本支援制度は、国県市制度と併用することができますが、申請手順によって不公平が生じないように、本支援制度を申請し、交付決定された後、市制度を申請することができないこととしています。また、本支援制度を活用した後、国県制度を申請して追加で支援を受けたことが確認された場合は、追加で支援を受けた分の補助金相当額について本支援制度の補助金返還を求めます。（国制度については、活用額のうち50万円を超えた額のみを控除して本補助金額を算定するため、本支援制度活用後においても50万円までは返還対象とはなりません）
- ・宅地の所有者が本支援制度を活用する場合においても、上記と同様となります。

(2) 上記以外の市の補助金等との併用について

- ・本支援制度による補助金は、国県市制度を除いて、本市の他の補助制度と重複して受けることはできません。

(3) 補助事業により取得した不動産等の適正な維持管理と関係書類の保管について

- ・補助事業により取得した又は効用の増加した不動産等については、耐用年数を勘案した適当な期間中、善良な管理者の注意をもって適切に管理する必要があるとともに、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反した使用・譲渡・交換・又は担保にすることはできません。
- ・本補助金に関する見積書や領収書その他対象工事の経費に関する書類は、5年間保管する必要があります。

(4) 補助金交付の取消し・返還について

- ・補助金の交付を受けた方が、偽りの申請を行っていた場合や、要綱の規定に違反した場合などは、補助金交付の決定を取り消すことがあります。
- ・交付決定を取り消した際、既に補助金が交付されている場合は、交付された補助金の返還を求めます。

(5) その他

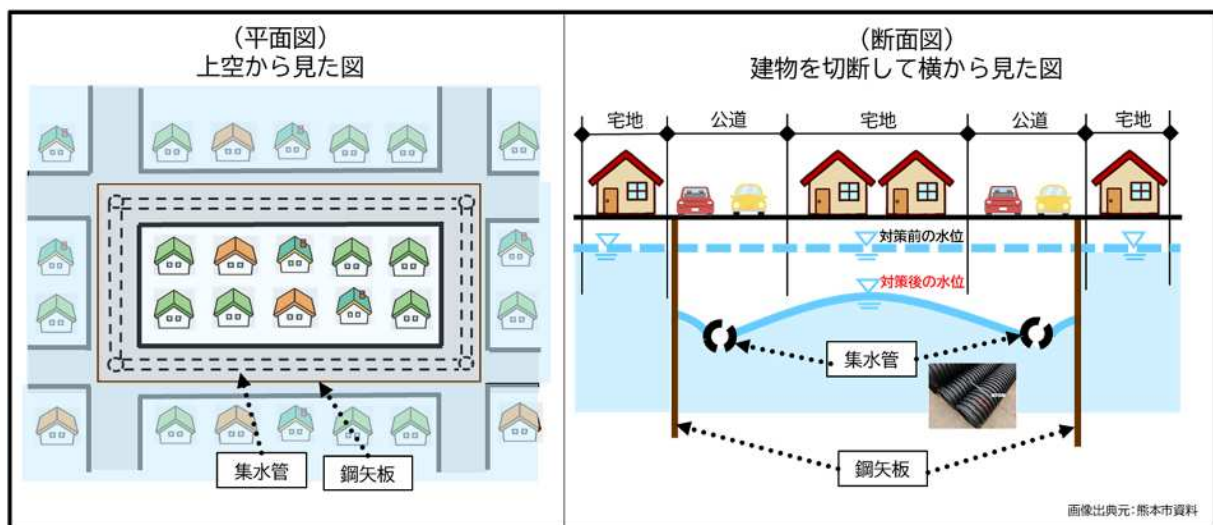
- ・地震に便乗した悪徳商法にご注意下さい。不審に思ったら消費生活センターへ相談ください。
（新潟市消費生活センター 相談専用電話：025-211-2370）
- ・市で特定の工事業者を紹介・あっ旋したり、復旧工事の標準価格を示したりすることはできません。
- ・着工後のトラブルを防ぐため、工事の契約にあたっては内容を十分に確認したうえで締結することが重要です。
- ・工事中の騒音や車両の出入りなどによって、近隣とトラブルになるケースが見受けられます。工事の方法などは施工業者と十分に相談してください。

(参考) 街区単位の液状化対策

街区単位の液状化対策とは、大地震時に液状化が発生する可能性のある地域において、将来の地震に備え、地域の液状化を発生しにくくするため、道路・下水道等の公共施設と隣接する宅地の一体的な液状化対策を推進するものです。

【体躯単位の液状化対策のイメージ（地下水位低下工法）】

→地下水位を低下させることで、液状化被害を抑制させる工法



液状化宅地等復旧支援事業は被災者に日常生活を取り戻していただく「復旧」を支援するものであり、街区単位の液状化対策は、今後、液状化を発生しにくくする、「将来への備え」への取り組みとなります。街区単位の液状化対策は、個人宅地内の復旧等を行う趣旨のものではありませんので、宅地内の復旧については、この液状化宅地等復旧支援事業の活用をご検討ください。